

澁川市議会議長都丸政行様

平成 26 年 8 月 19 日

会派調査報告書

会派「すばる」代表高橋 敬
会派の調査結果を下記の通り報告いたします 澁川市議会議長都丸 政行
記

1 調査項目

1) 茶草場農法について

2 調査の経過

静岡県掛川市について調査することに決定して高橋敬、山崎雄平、今井五郎、狩野保明、石関桂一、議長都丸政行、の6人が平成26年8月11日に出発し、8月12日に帰着した。

3 掛川市の概況

掛川市は人口118,022人、世帯数40,242世帯（平成26年3月末時点）、面積は265,63K㎡で南北に細長く、小笠山付近くびれた形状である。県内で3.4%を占め、7番目に広い都市である。

掛川市は遠州灘に面し、温暖な気候と生活しやすい地形に恵まれ、5世紀前後の築造とされる大規模な古墳もあり、早くから組織化され高度な技術を備えた社会が営まれていた。戦国時代には、中遠地方の要所として高天神城を舞台とした戦いが行はれその後は掛川城と横須賀城を中心に城下町が形成された。江戸と上方との中間に位置することから、城下町としての発展とともに、東海道の宿場町として、海上交易の中継地としての役割も果たしつつ栄えてきた。

明治22年に市町村制が施行された当時は、1町28か村に分かれていたが、昭和29年から昭和35年にかけての合併によって、掛川市と大須賀町が誕生し、昭和48年には大浜町と城東村が合併して大東町が誕生し、平成17年の合併により現在の掛川市となる。尚、製造品出荷額は1兆円を超える県内屈指の商工業都市として成長を続けています



「静岡の茶草場農法」の世界農業遺産認定について

1 概要

平成26年5月29日～6月1日に石川県七尾市を主会場に、世界農業遺産国際会議が開催され、5月30日その席上において、「静岡の茶草場農法」が、「阿蘇の草原の維持と持続的農業」、「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」及び外国の3地域とともに、世界農業遺産としてFAO（国際連合食糧農業機関）に正式に認定された。

この結果、世界農業遺産は、これまでの19地域（うち日本では、「トキと共生する佐渡の里山」と「能登の里山里海」が認定）とあわせ、世界で25地域（現31地域）、うち日本国内では5地域となった。（静岡の茶草場農法は「世界で20番目、国内で3番目」の認定。）

世界農業遺産とは、国際連合の食糧農業機関（FAO）が始めた登録制度で、当初は、発展途上国の農業を紹介し、地域を発展させるための制度として発効したが、現在は、世界の重要な農業システムを後世へと残すための登録制度となっている。

この世界農業遺産の登録により、受け継いできたこの農法の価値を認識すると共に、今後は、策定した「静岡の茶草場農法」GIAHSアクションプランに基づき、より一層の持続可能な農業生産活動と、生物多様性保全への取り組みを推進していく。

2 静岡の茶草場農法の世界農業遺産としての価値

茶草場農法とは、茶園周辺で刈り取ったススキやササなどを、茶畑の畝間に投入する農法で、この投入する草を刈り取る採草地を茶草場と言う。かつては日本各地で見られたこの茶草場農法であるが、生産方法の変化や時代の変化にともなって、現在では静岡県などごく一部だけで続けられている。その中でも、静岡県の茶農家は、この農法を行うことでお茶の品質が向上するとして、伝統的に行ってきた。

この伝統的に継続されてきた茶草場農法により、茶草場は、貴重な生物（キキョウ等の植物や、羽のないバッタ「カケガワフキバッタ」等の動物）が住む特別な場所となっている。高品質な良いお茶を作ろうとする農家の営み・努力と生物多様性の確保が両立しているこの地域は、世界的にも非常に珍しい貴重な事例となっている。

3 認定に至る経過（掛川市及び推進協議会の主な取り組み）

| | |
|-----------|--|
| 平成12年 | 掛川市、5年周期の各種自然環境調査を開始（現在3周年継続中） 調査の中で東山地区等の希少な植物等を確認 |
| 平成18年7月 | 「掛川市自然環境の保全に関する条例」制定 |
| 平成19年4月9日 | 掛川市、条例に基づき、東山茶草場に生息するカケガワフキバッタ、フジタイゲキを希少野生動植物に指定 |

| | |
|---------------|--|
| 平成19年 | 静岡県農林技術研究所、茶草場に着目し調査開始 |
| 平成20年1月25日 | 掛川市、条例に基づき、上記2種生物の保護区指定(粟ヶ岳南斜面の一部1.8ha)。同日、東山地区及び地権者等と「指定希少野生動植物種東山保護地区協定締結」 |
| 平成22年10月 | 生物多様性条約締約国会議(COP10)の関連イベントで、東山地区の茶草場の事例が報告され、評価を受ける |
| 平成24年3月13日 | 東山地区、農林水産省第17回環境保全型農業推進コンクールにて「優秀賞」を受賞 |
| 平成24年4月10日 | 掛川市、世界農業遺産に向けた取り組み開始 |
| 平成24年10月11日 | 4市1町(掛川、菊川、島田、牧之原、川根本町)による推進協議会設立 |
| 平成24年11月26日 | 推進協議会、第2回総会で認定申請を決定 |
| 平成24年11月30日 | 静岡県、国連大学から推薦を受ける |
| 平成24年12月19日 | 農水省から協力の承認を受ける |
| 同28日 | 国際連合食糧農業機関(FAO)へ申請 |
| 平成25年2月21～22日 | FAOによる現地調査 |
| 平成25年6月30日 | 石川県で開催された世界農業遺産国際会議において認定 |
| 9月20日 | 茶草場農法実践者認定制度開始 |

※平成26年6月16日現在、実践者数 82件(団体)571戸、茶草場面積437ha

うち、掛川市の実践者数34件(15組合・工場、19自園自製)、253戸、茶草場面積270ha

5 今後の取り組み

(1) 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会としての取り組み

- ① 他サイトと連携した世界農業遺産の認知度向上
- ② 茶草場及び茶草場農法の維持と拡大につながる市民企業による応援制度制定
- ③ 統一ロゴ等の制作
- ④ 管内関係者・住民向けフォーラム、シンポジウムの開催
- ⑤ ホームページ等によるPR充実
- ⑥ その他、アクションプラン(茶草場農法の維持に関する実施計画)の進行管理 等

(2) 掛川市独自の取り組み

- ① グリーンツーリズム等への活用
- ② 来訪者への対応(説明看板の設置、ガイドパンフレットの配布等)
- ③ 環境負荷や住民生活への影響の抑制(希少植物保護柵の設置等)
- ④ 上記を実施していく地元等の体制強化 等